

アメリカ法律協会・私法統一国際協会 国際民事訴訟原則

(原注) 国際民事訴訟原則の本文及び付属の解説は、2004年5月にアメリカ法律協会(ALI)において、2004年4月に私法統一国際協会(UNIDROIT)において、それぞれ採択された。

(訳注 本翻訳は判例時報1998号に初出)

範囲及び実施

本原則は、国際商事紛争に係る裁判の基準となるものである。

本原則は、他の多くの種類の民事紛争の解決にも同様に適切であろうし、民事訴訟手続の改革について、将来の提案の基礎となるものであろう。

解 説

P - A 本原則は、例えば、制定法、一連の規則又は国際条約のような、適切な法的手段により、国内法制に導入して、実施することができる。法廷地法(forum law)は、ある種の問題について、本原則の適用を排除することができるし、その適用を他の民事の事項にまで拡大させることもできる。裁判所は、その実務を本原則に適合させることができるが、訴訟当事者の同意がある場合には、なおさらである。この原則は、また、外国判決を承認すべきかどうかに関する判断基準を設定するものでもある。原則30参照。法廷地の手続法は、この原則で対象とされていない事項について適用される。

P - B 本原則の採択文書には、「商事(commercial)」及び「国際間(transnational)」について、より詳細な定義を含むことができる。定義の作業は、当該地域の法の伝統及び法律用語の含意についての熟慮を必然的に伴うことになる。国際商取引には、異なる国の国民(nationals; ressortissants (自国民, 自国居留民))間の商事契約及び一国内におけるその国民と他国民間の商取引が含まれる。商取引には、売買, 賃貸, 貸金, 投資, 権利の取得, 銀行取引, 担保, 財産権(知的財産権を含む。)及びその他の事業や資本取引が含まれるが、典型的な消費者保護法に規定される請求は、当然には含まれない。

P - C 国際的な紛争は、一般的に、一国の完全な内部における同一国に属する紛争当事者から生ずるものではない。本原則の適用上、個人は、市民権(citizenship)のある国及び常居所地(habitual residence)のある国の双方の国民であるとみなされる。法主体(jural entity)(法人, 権利能力なき社団, 組合, 他の組織的主体)は、その設立許可を受けた国及び主要な事業所を置く国の双方に属するものとみなされる。

P - D 多数当事者又は多数請求を含む事件において、一部の当事者又は一部の請求に本原則が適用されない場合には、裁判所が、係争事件の主要な問題が本原則の適用範囲内にあると判断するとき、本原則が適用されるべきである。ただし、本原則は、クラスアクション, 代表訴訟及び団体訴訟のような集団的な訴訟に対しては、修正なしには、適用することができない。

P - E 本原則は、国際仲裁手続についても同様に適用することができるが、例えば、管轄, 手続の公開及び上訴に係る原則のような仲裁手続の性質と両立しないものは、

その限度で適用から除かれる。

1 独立，公平，裁判所及び裁判官の資格

- 1.1 裁判所及び裁判官は，事実及び法に基づいて紛争を判断するために，司法の独立を保持すべきであり，これには，内外の不当な影響からの自由が含まれる。
- 1.2 裁判官は，在職中，合理的な身分保障（tenure）を有すべきである。職業的でない裁判所の構成員は，当事者，紛争及びその他の利害関係人からの独立が保障された手続によって，選任されるべきである。
- 1.3 裁判所は公平でなければならない。裁判官，その他判断権限を有する者は，自己の公平さが疑われる合理的な原因があるときは，事件に参与してはならない。裁判体の偏見についての主張を扱うため，公平かつ効果的な手続が設けられなければならない。
- 1.4 裁判所又は裁判官は，相手方が不在の場合には，一方当事者から，当該事件に関する情報を授受してはならないが，相手方に対する告知のない手続及び形式的な手続管理に関する情報については，この限りではない。相手方が不在の場合に，裁判所と一方当事者との間に情報の授受があったときは，相手方は，その情報の内容を速やかに告知されなければならない。
- 1.5 裁判所は，十分な法的知識及び経験を有しなければならない。

解 説

P - 1 A 独立は，より客観的な性質のものとして考えられ，公平は，より主観的な性質のものとして考えられるが，これらの性質は，密接に関連している。

P - 1 B 外的な影響は，行政府，立法府，検察官，経済的利害関係を有する者等から及ぼされうる。内的な影響は，司法府内の他の官吏から及ぼされうる。

P - 1 C 本原則は，典型的には，裁判官が，相当長期間，通常はその全経歴にわたって，勤続することを認識している。しかしながら，制度によっては，裁判官の大半が弁護士の経歴を経た後のみに任命されたり，一定の司法官（judicial officials）が短期間に限り指名されることもある。本原則の目的は，場当たりの裁判所（ad hoc courts）の創設を避けることにある。「裁判官（judge）」という語は，法廷地法の下における様々な司法官，準司法官（judicial or quasi-judicial officials）を含むものである。

P - 1 D 裁判体の偏見の問題を取り扱う手続は，異常な状況においてのみ必要となるものであるが，こうした手続の利用可能性は，訴訟当事者，とりわけ他の国の国民にとっての安心につながる。しかし，この手続は，実体のない偏見の主張による濫用を招いてはならない。

P - 1 E 暫定的救済の最初の申立ての場合ように，相手方に告知のない手続（一方的手続（ex parte proceedings））が適当であることもある。原則 5 . 8 及び 8 参照。懈怠（default）後の手続については，原則 1 5 が規律している。形式的な手続管理の例としては，申出済みの証拠を提出するための期日の指定が挙げられる。

P - 1 F 原則 1 . 5 は，国際訴訟を扱う裁判官に対し，法律に精通することを要求するととどまるものである。同原則は，裁判官が商事法や金融法の特別な知識を有することを要求するものではないが，そのような事項に裁判官が精通していることは望ま

しい。

2 当事者に対する管轄権

2.1 当事者に対する管轄権は，以下の場合に行使することができる。

2.1.1 当事者が当該紛争をその裁判所に付託する旨の合意をしたとき。

2.1.2 法廷地国と当事者，紛争に係る取引又は出来事との間に実質的関連性 (substantial connection)があるとき。実質的関連性が存在するのは，取引又は出来事の重要な部分が法廷地国において発生したとき，個人の被告が法廷地国に常居所を有するとき，法人の被告が法廷地国で設立の認可を受けたとき，若しくはその主たる事業の場所を法廷地国に有するとき，又は紛争に関連する財産が法廷地国に所在するときである。

2.2 管轄権は，また，合理的に利用されうる他の裁判所がない場合には，以下の点を基礎として，行使することができる。

2.2.1 被告が法廷地国に所在し，又はその国籍を有すること。

2.2.2 被告の財産が法廷地国に存在すること。紛争がその財産に関係するか否かを問わないが，裁判所の権限は，その財産又はその価値に限定されるべきである。

2.3 裁判所は，争訟に関する管轄権を有しない場合であっても，法廷地国の領域内の個人又は財産に関する暫定的な措置を認可することができる。

2.4 当事者が，前もって他の裁判所が専属的な管轄権を有するものと合意していたときは，裁判所は，原則として，管轄権を行使してはならない。

2.5 管轄権を行使することができる他のより適切な裁判所に比較して，当該裁判所が明白に不適切であるときは，管轄権を行使しないか，又は訴訟手続を停止することができる。

2.6 裁判所は，紛争が他の管轄権を行使する権限のある裁判所に既に係属している場合には，管轄権を行使しないか，又は訴訟手続を停止すべきである。但し，その紛争が，その法廷で公正に，効率的に，かつ迅速に判断される可能性がない場合には，この限りでない。

解 説

P - 2 A 裁判所は，法廷地法による管轄権の制限及び国際条約の制限に従い，通常，当事者の合意に基づいて，管轄権を行使することができる。裁判所は，当事者に管轄権を争う公正な機会を与えることなく，同意が推定されることを根拠にして，管轄権を行使してはならない。当事者の合意がない場合においては，他の裁判所又は法廷地が専属管轄権を有する旨の当事者の合意があるときを除き，裁判所は，通常，紛争が，この原則 2 . 1 . 2 に規定するような法廷地との関連性がある場合のみに，管轄権を行使することができる。

P - 2 B 「実質的関連性」の基準は，国際的な法的紛争に関して，一般的に受け入れられてきた。この基準の適用は，必然的に実務的な判断及び自制の要素を含む。この基準は，合衆国内で口語表現において「名札管轄 (tag jurisdiction)」と呼ばれる単なる物理的な存在 (mere physical presence) を除外する。単なる物理的な存在は，アメリカ連

邦内における管轄の基礎として、歴史的な正当化事由であり、現在の国際的な紛争には不適切である。「実質的関連性」の概念は、国際条約や国家法で明確にされ、又は詳細に説明されることができよう。この表現の適用範囲は、すべての制度の下において同じではないかもしれない。しかしながら、この概念は、係争に係る取引又は出来事に関係のない「営業を行うこと (doing business)」を基準とする一般的管轄権を支持するものではない。

P - 2 C 原則 2 . 2 は、「必要法廷地 (forum necessitatis)」の概念を含み、この概念に基づいて、裁判所は、他の合理的に利用しうる裁判所がないときには、正当に管轄権を行使することができる。

P - 2 D 原則 2 . 3 は、国家が、その管轄内に所在する財産の仮差押え (sequestration) 又は差押え (attachment) によって、管轄権を行使しうることを認めている。例えば、その財産が紛争の対象でない場合であっても、将来の判決を保全するための仮差押えなどである。管轄内に所在する財産に関する手続は、いくつかの法制度では「準対物管轄権 (quasi in rem jurisdiction)」と呼ばれている。原則 2 . 3 は、そのような事案においては、原因関係の紛争の本案が、他の裁判所で裁判されることを予定している。無体財産の所在は、法廷地法によって定められる。

P 2 - E 専属管轄の合意は、仲裁の合意を含め、通常、尊重されるべきである。

P 2 - F 原則 2 . 5 で認められた概念は、英米法系の「不便宜法廷地 (forum non conveniens)」に相当する。いくつかの大陸法系の制度の下では、その概念は、管轄の濫用を防止するための概念である。本原則は、他の裁判所を尊重して法廷地の訴訟手続を停止することによって、効果を与えることができる。より便宜な裁判所の存在は、本原則の適用に欠くことが出来ない。本原則は、国籍又は居所に基づく、いかなる差別をも禁止する当事者の手続的公平の原則との関連において解釈されるべきである。原則 3 . 2 参照。

P - 2 G 係属中の訴訟 (lis pendens) のような、他の手続を停止する措置の時期と範囲について、原則 1 0 . 2 及び 2 8 . 1 参照。

3 当事者の手続的公平

3.1 裁判所は、当事者がその権利を主張し、又は防御するため、公平な取扱い及び合理的な機会を保障するべきである。

3.2 公平な取扱いを受ける権利は、いかなる違法な差別、特に、国籍又は居所に基づく差別を避ける権利を含む。裁判所は、外国の当事者が訴訟への参加により直面するであろう困難を考慮に入れるべきである。

3.3 個人は、その個人が法廷地国の国民ではなく、又は法廷地国に居所をもたないという理由のみで、訴訟費用の担保又は暫定的な措置の責任の担保を要求されるべきではない。

3.4 可能である限り、土地管轄 (venue) の規則は、法廷地に常居所を有しない個人が裁判所へ出頭するについて、不合理な負担を課すべきではない。

解 説

P - 3 A 本原則を通じて、「合理的(reasonable)」という用語は、文脈に応じて、「釣り合った」、「意味のある」、「過大ではない」又は「公平」を意味するものとして使用される。それは、専断的の正反対をも意味することができる。合理性の概念は、また、高度に技術的な法的議論を排除するとともに、訴訟手続規範の厳格、過大又は非合理的な適用を避けるための裁判所の裁量の幅を残すものである。

P - 3 B 違法な差別は、国籍、居所、性別、人種、言語、宗教、政治的若しくはその他の意見、国若しくは社会の出自、血統若しくは他の身分、性的志向、又は国家の少数派との関連に基づく差別を含む。いかなる形式の違法な差別も禁止されるが、国籍又は居所に関する差別は、国境を超えた商業的な訴訟において、とりわけ繊細な論点である。

P - 3 C 例えば未成年者のような完全な法的能力を欠く者の利益を保護するために、財産管理者(conservatorship)又は補佐人、後見人のような他の保護的手続を通じて、訴訟当事者に対して特別な保護が与えられるべきである。そのような保護的措置は、外国の訴訟当事者に濫用して課されてはならない。

P - 3 D ある法域では、反対当事者が負担することのある将来の損害の完全な補償を担保するため、当事者に訴訟費用の担保又は暫定的な措置の責任の担保を要求している。他の法域では、そのような担保を要求しておらず、その中には、裁判所の利用又は当事者の公平に関して、そのような担保を禁止する憲法の規定を有する法域もある。原則3.3は、これら二つの立場の妥協であり、この点に関する法廷地法を変更するものではない。しかしながら、外国人又は非居住者の訴訟費用又は暫定的措置の費用の実際の支払能力の有無は、同一の一般的な基準により評価されるべきである。

P - 3 E ある国の裁判地(venue)に関する規則(土地管轄(territorial competence))は、一般的に、その国内の訴訟当事者の便宜についての考慮を反映する。その規則は、原則3.4に定められた裁判所の便宜に関する原則に照らして、運用されなければならない。法廷地国内で実質的な不便を課する土地管轄の規則は、法廷地国内で他のより便利な裁判地があるときは、効力を認められるべきではなく、著しく不便な場所から、法廷地国内の裁判地の移転が認められるべきである。

4 弁護士を依頼する権利

4.1 当事者は、その当事者が選択した弁護士を依頼する権利を有し、それには、法廷地における業務を許可された弁護士による代理、及び他の場所での業務を許可された弁護士による裁判所における積極的援助が含まれる。

4.2 弁護士の職業的な独立性は尊重されるべきである。弁護士は、依頼人に対し忠実である義務及び依頼人の信頼を維持する責任を果たすことが許されるべきである。

解 説

P - 4 A 裁判所は、当事者が法廷地における業務を許可されている弁護士を確保することができない場合でない限り、当事者を代理する弁護士がそのような弁護士であることを要求して差し支えない。しかしながら、当事者は、また、他の弁護士の援助を受けることを許可されるべきである。特に通常依頼している弁護士は、紛争に関するあ

らゆる審理に出席し、積極的に参加することが許されるべきである。

P - 4 B 当事者の母国における業務の許可を受けた弁護士は、本原則により、外国の裁判所における単独の代理人資格を与えられるわけではない。その問題は、外国の弁護士が、少なくとも、審理に出席して、非公式に裁判所に意見を述べるべきであるべきであることを除いては、法廷地法により決定されるべきである。

P - 4 C 弁護士と依頼人との関係は、通常、準拠法選択の規則を含む法廷地の規則により決定される。

P - 4 D 法曹倫理の原則は、様々な国の間で幾分異なっている。しかしながら、独立に業務を行う弁護士は、依頼人の利益を代弁し、一般に代理の過程で得られた秘密を保持することが期待されているということは、すべての国が認めるべきである。

5 適切な告知及び聴聞を受ける権利

5.1 訴訟手続の開始の際、実効性が合理的に期待される方法によって、原告以外の当事者に対して、告知(notice)がなされるべきである。告知は、訴状の写しと共になされるか、そうでなければ、訴状の主張及び原告が求める請求の明細を含むべきである。請求をされた当事者は、答弁の手続及び適時の答弁を怠る場合の懈怠判決(default judgement)の可能性を通知されるべきである。

5.2 原則5.1で言及した文書は、法廷地の言語で記述されなければならない、それに加えて、個人の常居所地若しくは法人の主要な業務地の言語、又は取引における主要な文書の言語で記述されなければならない。被告及び他の当事者は、原則6に従って、手続の言語により、抗弁及び他の主張の告知並びに救済の要求をすべきである。

5.3 訴訟手続の開始の後、すべての当事者は、他の当事者の申立て及び申請、裁判所の決定について迅速な告知が与えられるべきである。

5.4 当事者は、関連する事実上及び法律上の主張を提出し、裏付ける証拠を提出する権利を有する。

5.5 当事者は、他の当事者により提出された事実上及び法律上の主張及び証拠並びに裁判所によりなされた指示及び示唆に回答するため、公正な機会及び合理的に相当な時間を与えられるべきである。

5.6 裁判所は、当事者のすべての主張を考慮し、実質的争点に関する主張に答えるべきである。

5.7 当事者は、合意の上、裁判所の承認により、電気通信のようなより迅速な通信の手段を使用することができる。

5.8 当事者に対する事前の告知なしに、当事者の利害に影響を与える命令が下され、執行されることが許されるのは、緊急の必要性が証明され、公正さの配慮が優越する場合のみである。一方的命令(ex parte order)は、申立人が護ろうとする利益に比例したものであるべきである。實際上可能な限り早期に、影響を受ける当事者は、その命令及びそれを裏付けるため依拠された事情について告知を受けるべきであり、裁判所による迅速で完全な再考を求める権利を保持すべきである。

解 説

P - 5 A 告知を与えるための具体的な手続は，法制度間で幾分か異なっている。例えば，ある制度においては，裁判所が，訴答書面の写しを含め，当事者に告知を与える責任を負っている。他方，別の制度においては，その責任は当事者に課されている。法廷地の技術的な告知の要件は，現実の告知を与えるという目的を果たせるように執行されるべきである。

P - 5 B 懈怠判決の可能性は，国際的な訴訟においては特に重要である。

P - 5 C 当事者が他方当事者の主張につき通知を受ける権利は，原則 2 2 において述べる裁判所の責任と一致する。

P - 5 D 原則 5 . 5 によれば，各当事者は，各自が適時にその事件の主張を組み立てる機会を持てるように，お互いに，早い段階において，その請求又は抗弁が基礎とする事実の要素及び依拠するであろう法の規定を知らせるべきである。

P - 5 E 原則 5 . 6 において述べる基準は，裁判所に，手続の早期の段階で決定された主張又は判断に不必要な主張を考慮することを求めるものではない。原則 2 3 参照。同原則は，書面に記載された判断が，その法律上，証拠上，事実上の根拠について理由付けを伴うべきことを求めている。

P - 5 F 法廷地法は，当事者の承諾又は特別の裁判所の命令を要件としないで，迅速な通信手段を規定することができる。

P - 5 G 原則 5 . 8 は，特に訴訟の当初の段階における，暫定的差止命令や財産の仮差押え命令（仮の処分）のような当事者に一方的な(ex parte)手続の妥当性を認めている。多くの場合，そのような命令は，事前の告知なしに執行される場のみ効果的でありうる。反対当事者は，そのような命令の迅速な告知，直ちに聴聞を受ける機会，そのような命令の事実上及び法律上の根拠についての十分な再審査の権利を与えられるべきである。一方的な手続は，原則 8 により規律されるべきである。原則 1 . 4 及び 8 参照。

6 言語

6.1 手続は，文書及び口頭での情報伝達を含め，通常は裁判所の言語で行われるべきである。

6.2 当事者に対する不利益が生じない場合には，裁判所は，手続の全部又は一部について，他の言語の使用を許可することができる。

6.3 当事者又は証人が，手続に用いられている言語を理解しないときは，通訳が用意されるべきである。長文又は大部の文書の翻訳は，当事者の合意又は裁判所の指示により，一部分に限ることができる。

解 説

P - 6 A 裁判所は，裁判所が熟知する言語で手続を行うべきである。これは，通常，裁判所が所在する国の言語であろう。しかしながら，もし裁判所及び当事者が外国語の能力を有しているのであれば，手続の全部又は一部分について，その言語によることを合意し，裁判官はその言語の使用を命じることができる。例えば，特定の文書の受領や証人の母国語による証言である。

P - 6 B 国境を越えた訴訟においては、しばしば、証人や専門家が手続に用いられている言語を解しないことがある。そのような場合、裁判所及び他の当事者のために通訳が必要となる。証言は、通訳人の助力により、聴取されなければならないが、この場合、裁判所が別に定めない限り、証拠を提出した当事者が通訳の費用を負担しなければならない。代替的に、証人は、当事者の合意又は裁判所の命令により、宣誓供述書を通じて、取り調べることができる。その後、宣誓供述書は、翻訳され審理に提出されることができる。

7 裁判の迅速な言渡し

7.1 裁判所は、合理的な期間内に紛争を解決すべきである。

7.2 当事者は、審理計画に関して、協力する義務及び合理的な協議の権利を有する。手続規則及び裁判所の命令は、合理的な審理計画及び期限を規定することができ、さらに、正当な理由により弁明されることなしに、そのような規則及び命令の不遵守があった場合には、当事者又はその弁護士に制裁措置を科すことができる。

解 説

P - 7 A すべての法制度において、裁判所は、裁判を前進させる責任を負っている。「裁判の遅滞は、正義の否定である。」とは、普遍的に認められる格言である。いくつかの制度は、それに従って手続の各段階が行われるべき具体的な予定表を有している。

P - 7 B 裁判の迅速な言渡しは、正義への接近の問題であり、さらに、本質的な人間の権利と考えられることもあるが、当事者が主張を組み立てて提出するための合理的な機会を与えられる権利との均衡も図られるべきである。

8 暫定的・保護的な措置

8.1 裁判所は、終局判決による実効的な救済を認めるための地位を保護し、現状を維持し、又はこれを規制するために必要があるときは、暫定的な救済を認めることができる。暫定的な措置は、均衡の原則によって規律される。

8.2 裁判所は、緊急の必要性及び公正の優越的な考慮に基づくときのみ、事前の告知なしに、暫定的な救済を命じることができる。申立人は、裁判所が正当に認識すべき事実及び法律上の論点を完全に開示しなければならない。一方的申立てに基づく救済(ex parte relief)の相手方とされた者は、実現可能な最も早い時期に、救済の適否について答弁する機会を有しなければならない。

8.3 裁判所が、その後、当該救済は認められるべきではなかった旨決定した場合、暫定的な救済の申立人は、通常、それが発せられた者に対し、その損害を補償する責任を負うべきである。適切な事情の下では、裁判所は、暫定的な救済の申立人に対し、保証を立てさせ、又は正式に補償の義務を引き受けることを命じなければならない。

解 説

P - 8 A 「暫定的な救済」は、「差止命令(injunction)」の概念をも含んでいる。差止命令とは、例えば、財産を現状のまま保存することのように、一定の行為をするこ

とを命じたり，禁止したりする命令である。原則 8 . 1 は，裁判所に対し，ある行為をすることを命じる肯定的な命令又は一定の行為若しくは一連の行為を禁じる否定的な命令の，いずれをも発する権限を与えている。その用語は，ここでは，差押え，仮差押え及び他の命令を含む一般的な意味で使用されている。規制の概念は，たとえば，パートナー間の訴訟係属中のパートナーシップの経営管理のように，基礎をなす紛争を改善するための措置を含む。差押え又は仮差押えのような，暫定的な救済又は仮の措置の利用可能性は，国際法の適用可能な原則を含む法廷地法により決定されるべきである。裁判所はまた，所在場所のいかんにかかわらず，資産の開示を命じ，仲裁に資するように暫定的な救済を認め，又は仲裁の暫定的な措置を執行することができる。

P - 8 B 原則 5 . 8 及び 8 . 2 は，そうすることが緊急の必要性により正当化される場合には，相手方に対する事前の告知なしに，命令を発することができる権限を裁判所に与えている。事前告知のない命令の基礎として必要とされる「緊急の必要性」は，「公正の考慮の優越」の概念がそうであるように，実務的な概念である。後者の用語は，コモンローの「衡平の比較 (balance of equities)」の概念に相当する。公正の考慮は，申立人の請求の本案の強さや，もしあれば，関連する公の利益，暫定的な救済の必要の緊急性及びその救済を認めることから結果として生じることがある実際の負担を含む。そのような差止命令は，通常，一方的命令として知られている。原則 1 . 4 を参照。

P - 8 C 一方的命令の申立てを考慮するに当たり，裁判所にとって問題となるのは，訴訟の対象となるべき状況の回復不可能な悪化を防ぐためにそのような命令が必要であること，及び相手方当事者が審問される機会を有するまで命令を延期するのは不適切であろうことを，申立人が合理的かつ具体的に示すことができたかどうかである。その命令の発布を正当化するための負担は，一方的命令を求める当事者に課される。しかしながら，相手方当事者又は命令の対象者は，できる限り早期に，その命令の告知及びそれを支持するために依拠された事項の告知を与えられるべきであり，さらに，裁判所による迅速で完全な再審査を求める権利を有するべきである。その当事者又はその対象者は，証拠を提出する機会をも含め，決定につき新たな (de novo) 再審査のための機会を有しなければならない。原則 8 . 2 参照。

P - 8 D 手続規則は，一般に，一方的命令を求める当事者に対し，その申立てを認めるに当たり裁判所が正当に考慮すべきすべての法律上及び事実上の論点 (申立人の利益に反したり，相手方当事者に有利となるものを含む。) につき，裁判所に対する十分な開示を行うことを求めている。そのような開示がなされなかったことは，命令の取消原因となり，さらに，申立人の損害賠償責任の根拠となることがある。いくつかの法制度の下では，誤って発せられた命令のための損害賠償額の算定は，必ずしも基礎となる本案の正当な解決を反映するものではない。

P - 8 E 利害関係人らの審問の後，裁判所は，命令を発出し，取り消し，更新し又は修正することができる。裁判所は，一方的命令を発しなかった場合であっても，審問に基づいて命令を発することができる。裁判所は，既に一方的命令を発していた場合，審問において進展した事柄を考慮して，その命令を取り消したり，更新したり，あるいは修正したりすることができる。命令の発出が正当化されることを示すための負担は，その命令を求める当事者に課される。

P - 8 F 原則 8 . 3 は、命令に起因して起こりうる権利侵害に対する保護として、保証又は他の補償を要求する権限を裁判所に与えている。そのような補償の詳細は、法廷地法により決定されるべきである。補償の義務は、単に黙示によるのではなく、明示されたものでなければならず、第三者によって引き受けられた保証証書により、正式なものとされることができる。

P - 8 G 多くの制度においては、本原則の下での命令は、通常、法廷地の手続に基づいて、即時の上訴審の審査の対象となる。いくつかの制度においては、そのような命令は、存続期間が極めて短く、上訴審の審査の可能性に先立って、第一審の裁判所における迅速な再審査の対象となる。再審査の確保は、その命令が一方当事者の申立てのみに基づいて発せられた場合には、特に必要である。第二審の裁判所による審査は、様々な制度の下で異なった方法により、規律されている。しかしながら、そのような再審理は、時間の無駄あるいは手続の濫用を必然的に伴うことも、認識されるべきである。

9 訴訟手続の構造

9.1 訴訟手続は、通常、訴答(pleading)段階、中間段階及び最終段階という3段階によって構成されるべきである。

9.2 訴答段階では、当事者は、その請求、抗弁その他の主張を書面によって提出し、その主要な証拠を明らかにしなければならない。

9.3 中間段階では、裁判所は、必要があれば、以下のような措置を講じるべきである。

9.3.1 訴訟手続を整理するための協議の開催

9.3.2 訴訟手続の進行の概略を定めた計画の確立

9.3.3 管轄の問題、暫定的な措置及び出訴期限 (statute of limitation) (時効(prescription)) のような早期に注意を向けるのが適切な事柄の処理

9.3.4 証拠の利用可能性、許容、開示及び交換の処理

9.3.5 紛争の全部又は一部の早期の決定のため、訴訟の方向を決定づける可能性のある論点の選別

9.3.6 証拠収集の命令

9.4 最終段階では、原則 9 . 3 . 6 に基づいて、未だ裁判所によって受領されていない証拠は、通常、最終の集中審理期日において提出されるべきであり、また、当事者は、その期日において最終的な弁論を行うべきである。

解 説

P - 9 A 手続の「構造(structure)」の概念は、具体的な訴訟の性質に応じて、柔軟に適用されるべきである。例えば、裁判官は、便宜ならば、訴答段階において協議を開催したり、訴訟の進展に伴って、多様な協議を開催する裁量を有するであろう。

P - 9 B 整然とした計画は、迅速な訴訟行為に資する。当事者のための弁護士と裁判所との間の議論は、実務的な計画立案と整然とした審理に資する。原則 1 4 . 2 及び解説 P - 1 4 A 参照。

P - 9 C 伝統的に、大陸法系の裁判所は、一連の短い審理を通じて機能し、他方、英米法系の裁判所は、最終的な「正式事実審理 (trial)」の周辺に手続を組み立てた。し

かしながら，現代の実務における裁判所は，いずれの制度においても，準備的な審理を定めており，さらに，大陸法系の制度は，次第に，本案に関する大部分の証拠のための最終の集中審理を採用するようになっている。

P - 9 C 英米法系の制度においては，訴訟の方向を決定づける可能性のある論点を判断するための最終審理前の手続は，即決裁判 (summary judgment) の申立てであり，その手続においては，法律上の論点，事実に係る真正の紛争の有無の論点，又はそのような論点の両方につき処理することができる。大陸法系の法域は，中間段階で類似した手続を定めている。

P - 9 E 大部分の制度においては，ある者について管轄がないとの異議は，関係する当事者によって，異議権喪失の制裁の下に，訴訟手続の早期の段階において，なされなければならない。国際的な訴訟においては，管轄の問題が迅速に処理されることは，特に重要である。

10 当事者主義及び訴訟手続の範囲

- 10.1 訴訟手続は，原告の請求によって，裁判所の職権によることなく，開始されるべきである。
- 10.2 訴状が裁判所に提出された時期によって，出訴期限，係属中の訴訟 (lis pendens) その他の期限の要件の遵守の有無が，決定される。
- 10.3 訴訟手続の範囲は，訴答における当事者の請求及び抗弁 (訂正 (amendment) を含む。) によって，定められる。
- 10.4 当事者は，正当な理由を明らかにすれば，他方の当事者に対し告知の上，その請求又は抗弁を訂正する権利を有する。ただし，訴訟手続に不合理な遅延を生じさせ，又はその他の不正義な結果をもたらす場合は，この限りでない。
- 10.5 当事者は，取下げ，認諾又は和解によって，自らの意思により，訴訟手続の全部又は一部を終了させ，又は変更する権利を有するべきである。他方当事者に損害が生じる場合には，当事者は，一方的に，訴訟を終了させ，又は変更させることを許されるべきではない。

解 説

P - 10 A 現代のすべての法制度は，争訟の範囲及び具体的事項に関し，当事者主義の原則を認めている。裁判所が適正な判決のために責務を果たすのは，当事者主義の枠組み内でのことである。原則 10 . 3 及び 28 . 2 参照。これらの原則は，当事者に対し，それぞれの事実上，法律上の主張の詳細を明らかにするよう求めている。原則 11 . 3 参照。この方式は，アメリカの手続における「告知訴答」(notice pleading) という，より緩やかな仕組みの制度と対照的なものである。

P - 10 B すべての法制度は，訴訟の提起について，英米法系の制度においては出訴期限，大陸法系の制度においては時効と呼ばれる期間の制限を課している。訴状の送達は，法廷地法に従い，訴訟手続開始後，所定の期間内に完了され，又は試みられなければならない。ほとんどの制度は，訴訟手続開始後，所定の期間内に訴状の送達が完了されず，又は試みられなかったことについて，異議を認めている。

P - 10C 訴答を訂正する権利は、いくつかの法制度において、極めて制限されている。しかしながら、当事者は、特に、国際的な紛争において、新たな又は想定外の証拠に直面したときには、ある程度の柔軟性が与えられるべきである。訂正する権利の行使によって他方の当事者に生じる不利益な影響は、休廷若しくは延期によって、回避し、若しくは減殺し、又は訴訟費用の負担によって適切に補償することができる。

P - 10D 法廷地法は、時期的な制限（出訴期限又は時効）に遅れる場合であっても、原告に対し、訂正によって、新たな請求を提出することを許すことができる。ただし、新たな請求が、当初の請求の基礎である事実と実質上同一の事実を原因とするときに限られる。

P - 10E ほとんどの法域では、訴訟手続の初期段階の後において、被告の異議があるときは、原告が訴訟を取り下げることが許していない。

11 当事者及び弁護士の義務

11.1 当事者及びその弁護士は、裁判所及び他方当事者と対応するに当たり、誠実に対処しなければならない。

11.2 当事者は、裁判所と共に、公平で、効率的で、かつ、合理的に迅速な訴訟手続の解決を促進する責任を分かち合う。

11.3 訴答段階において、当事者は、合理的具体性をもって、関連する事実、法律上の主張、必要とする救済手段を示すとともに、その主張を裏付けるために申し出る予定の利用可能な証拠を、十分特定して提示しなければならない。当事者が、合理的具体性のある関連事実又は十分特定した証拠を提示できないことについて、十分な原因を示すときは、裁判所は、後に手続の過程で、必要な事実及び証拠が明らかになる可能性について、しかるべき配慮をするべきである。

11.4 一方当事者が、正当な理由がないのに、反対当事者の主張に対し適時に応答をしないときは、裁判所は、一方当事者に対する警告後、当該主張を自認し、又は承認したものとみなす十分な根拠があると認めることができる。

11.5 当事者の弁護士は、当事者が手続上の義務を遵守することを援助すべき職業上の義務を負う。

解 説

P - 11A 当事者は、法律上及び事実上、合理的に議論する余地のない請求、抗弁、申立て、その他の主張又は答弁をすべきではない。適切な状況下では、この要件の不遵守は、裁判所の手続の濫用であると宣告され、その当事者を費用の制裁や過料の対象とすることができる。しかしながら、誠実義務は、当事者に対し、事情の相違に基づいて、既存の概念を拡張する合理的努力を禁じるものではない。適切な状況下では、取るに足らないか、又は嫌がらせのための請求又は抗弁は、裁判所に対する不当な要求であるとみなすことができ、費用の制裁や過料にとどまらず、懈怠判決又は却下の対象とすることができる。

P - 11B 原則 11.3 は、アメリカ合衆国の連邦民事訴訟規則の下で認められている「告知訴答(notice pleading)」とは対照的に、当事者に対し、訴答において、詳細

な事実関係の陳述を要求する。「十分な特定 (sufficient specification)」の要件は、通常、請求又は抗弁の基礎となる主な文書の特定、及び特定された証人の予想される関連性のある証言の簡潔な要約によって満たされる。原則 16 参照。

P - 11 C 相手方当事者の実質的主張に対する異議の懈怠は、通常、自白として扱うことができる。原則 21.3 も参照。

P - 11 D 弁護士が、すべての当事者、その弁護士、証人、裁判所を公平に取り扱うべき職業上、倫理上の責任を有することは、普遍的な原則である。

12 多数の請求及び当事者；訴訟参加

12.1 当事者は、他方の当事者又はその裁判所の管轄に服する第三者に対し、訴訟手続の係争物 (subject matter) と実質的に関連するいかなる請求をも主張することができる。

12.2 訴訟手続の係争物と実質的に関連のある利害関係を有する者は、訴訟参加 (intervention) を求めることができる。裁判所は、職権又は当事者の申立てにより、そのような利害関係がある者に対し、訴訟参加を促すため、告知を求めることができる。訴訟参加は、それによって不合理な遅延又は手続の混乱その他当事者に不当な損害を生じさせない限り、許すことができる。法廷地法は、第二審における手続における訴訟参加を許すことができる。

12.3 適切な場合、裁判所は、ある者が、当事者を代位し、又は当事者を承継することに許可を与えるべきである。

12.4 訴訟手続に加わった者の関与及び協力の権利及び義務は、通常、従前の当事者のそれと同じである。これらの権利及び義務の範囲は、併合 (joinder) 又は訴訟参加の根拠、時期、状況に依拠させることができる

12.5 裁判所は、公平若しくはより効率的な審理及び判断のため、又は正義の促進のため、請求、争点及び当事者の分離、又は他の訴訟手続との併合 (consolidation) を命じることができる。この権限は、本原則の適用範囲内にはない当事者又は請求にも拡張されるべきである。

解 説

P - 12 A 原則 12.1 は、同一の取引又は出来事に関係する他の当事者に対して可能な請求を主張する権利を認めるものである。

P - 12 B 第三者に対する管轄権を規律する様々な国の規則には、差異がある。いくつかの大陸法系の制度の下においては、適法な第三者に対する請求は、それ自体管轄の原因となるが、いくつかの英米法系の制度の下においては、第三者は、独立して、管轄に服さなければならない。原則 12.1 は、独立した管轄原因を求めるものである。

P - 12 C 同一の財産権を主張する競合的権利者確定手続 (interpleading) の当事者の併合は、本原則により許されるが、本原則は、集合代表訴訟 (class action) を許容し、又はこれを禁ずるものではない。

P - 12 D 訴訟参加を促すことは、第三者に訴訟参加の機会を与えるものである。訴訟参加の懈怠の効果は、法廷地法の様々な規則により規律される。ある者に訴訟参加

を促す前に、裁判所は、当事者と協議しなければならない。

P - 1 2 E 法廷地法は、実体法上又は手続法上の問題として、様々な状況において、当事者の交替又は追加を定めている。例えば、死亡、譲渡、会社の合併、破産、代位その他の事態についてである。法廷地法は、限定的な立場での参加もまた認めることができる。例えば、完全な当事者にはならないで、証拠を提出する権限のある参加である。

P - 1 2 F いかなる場合においても、裁判所には、係争物及びそれに影響される当事者に応じて、請求及び争点を分離し、これらを併合する権限がある。

13 法廷助言者の意見

手続及び背景事情についての重要な法律問題に関する書面による意見は、当事者と協議の上、裁判所の同意があれば、第三者から受領することができる。裁判所は、そのような意見を求めることができる。当事者は、そのような意見に含まれる問題について、裁判所によって検討される前に、文書による意見を提出する機会を与えられなければならない。

解 説

P - 1 3 A 「法廷助言者の意見書面(amicus curie brief)」は、裁判所に、事件についての公正で背景事情を踏まえた処理をするのに役立つと思われる第三者からの情報及び法的分析を提供する有益な手段である。そのような意見書面は、利害関係のない出所からのものかもしれないし、利害関係のある出所からのものかもしれない。誰でも、参加するために十分な利害関係がない場合でも、そのような意見書面を提出することが許される。意見書面は、裁判所の裁量により、口頭による敷衍が許されうる。

P - 1 3 B そのような意見書面を考慮するかどうかは裁判所の裁量である。裁判所は、法廷助言者候補の利害関係について意見を求めることができる。裁判所は、法廷助言者の意見書面が紛争の解決に実質的な助けにならない場合には、これを拒む権限を有する。法廷助言者意見の制度が裁判所の独立の妨げにならないように注意が払われるべきである。原則 1 . 1 参照。裁判所は第三者にそのような意見を提出するよう求めることができる。法廷助言者は、その事件の当事者にはならず、単に、積極的な評論者になるに過ぎない。法廷助言者の意見中の事実の主張は、その事件の証拠ではない。

P - 1 3 C 大陸法系の国では、係争事件の本案について法的な利害関係がない第三者が手続に加わることを許すという定着した慣例はないが、フランスなどのいくつかの大陸法系の国では、判例法で類似の制度を発達させている。したがって、多くの大陸法系の国は、法廷助言者の意見書面を許す運用はない。それにもかかわらず、法廷助言者の意見書面は、特に公的な重要性のある案件に関して、有効な方策である。

P - 1 3 D 原則 1 3 は、第三者に対し、争いのある事実に関する意見書面を提出する権限を与えるものではない。同原則は、その事件の公正で適正な処理に有用と思われる資料、背景情報、意見、法的分析その他の考察の提示のみについて、許されるものである。例えば、業界組織は、裁判所に特別な業界慣習についての知識を与えるであろう。

P - 13 E 当事者は，裁判所によって検討される前に，意見中の問題について，書面で意見を提出する機会を与えられなければならない。

14 訴訟指揮についての裁判所の責任

14.1 裁判所は，實際上可能な限り早期に手続を開始し，積極的に手続を運営し，紛争の公正で効率的で合理的に迅速な処理をするため，裁量権を行使するべきである。紛争の国際的な性質への配慮がされるべきである。

14.2 實際上可能な限度において，裁判所は，当事者と協議して手続を運営するべきである。

14.3 裁判所は，争点を解決する順番を定め，期日及び期限を含め，手続のすべての段階について予定を定めるべきである。裁判所は，これらの指示を修正することができる。

解 説

P - 14 A 多くの司法制度は，事件の運営を規律する一般的命令を有している。原則 7 . 2 参照。裁判所の訴訟運営は，当事者と協議の上行われる場合，より公正で効果的になろう。解説 P - 9 A 参照。

P - 14 B 原則 14 . 3 は，複雑な事案では，特に重要である。実際の問題として，単純な事案では進行表などの必要性は低いが，裁判所は，常に進行計画の詳細に注意を向けるべきである。

15 却下及び懈怠判決

15.1 訴訟手続の却下(dismissal)は，通常，正当な理由なくして，訴訟手続の遂行を懈怠した原告に対して，行われなければならない。そのような却下決定がなされる前に，裁判所は，原告に対し，それについて合理的な警告をしなければならない。

15.2 懈怠判決(default judgment)は，通常，正当な理由なくして，出廷を怠り，又は定められた期限内に答弁を怠った被告その他の当事者に対して，なされなければならない。

15.3 懈怠判決をする裁判所は，以下のことを確認しなければならない。

15.3.1 懈怠判決が言い渡されることになる当事者に関して管轄権があること。

15.3.2 告知の規定が遵守されたこと，及び当事者が答弁のため十分な期間を有していたこと。

15.3.3 その請求が，損害賠償金の請求及び訴訟費用の請求を含め，現れている事実と証拠によって，合理的に支持され，法的に十分なものであること。

15.4 懈怠判決は，金銭の額及び他の救済の厳しさの点において，訴状で請求されたものの以上になってはならない。

15.5 却下判決及び懈怠判決は，上訴又は取消し(rescission)の対象となる。

15.6 その他の点に関して手続に参加する義務に従わなかった当事者は，原則 17 に従って，制裁の対象となる。

解 説

P - 15 A 争いがないときには、懈怠判決によって、紛争を終結することが許される。これは、当事者に裁判所の権限の承認を強制する制度である。例えば、裁判所が、懈怠判決をする権限が無いとすると、被告は、単に手続を無視することにより責任を回避することができ、後に、その裁判の正当性を争うことができることになる。原告が、手続の遂行を放棄することは、英米法の用語では、通常「遂行の懈怠(failure to prosecute)」と呼ばれ、「非任意却下(involuntary dismissal)」に帰着する。これは、懈怠に相当する。原則11.4及び17.3参照。

P - 15 B 指定された時の後であるが、判決よりは前に出頭した当事者は、合理的理由を示せば、答弁をすることができる。しかし、裁判所は、反対当事者に生じた費用の補償を命ずることができる。その決定に当たり、裁判所は、その当事者が答弁をせず、又はその答弁の後手続を続行しなかった理由を考慮しなければならない。例えば、当事者は、現実の告知を受けなかったため、答弁をしなかったかも知れないし、その当事者の母国法により、関係国間の敵対関係という理由で、出廷することができなかったかも知れない。

P - 15 C 懈怠判決をする前には、合理的注意が払われるべきである。なぜならば、被告に告知がされていなかったり、被告が答弁の必要性について混乱させられていたかもしれないからである。多くの制度の下において、訴訟手続は、被告が答弁を懈怠した後、被告に対し、懈怠判決をする裁判所の意向を、さらに通知することを要求している。

P - 15 D 請求が、合理的に証拠に支えられているかどうか、原則15.3.3の下で法的に正当化されるかどうかについての決定は、その事件の本案についての完全な審理を必要とするものではない。裁判官は、懈怠判決が、現れた事実及び証拠と整合し、かつ、法的に根拠があるかどうかのみを判断しなければならない。その決定のために、裁判官は、請求の原因を支持する証拠を批判的に検討しなければならない。裁判官は、さらに証拠の提出を求め、又は証拠調べ期日を設定することができる。

P - 15 E 原則15.4は、訴状で請求された金額及び種類に懈怠判決を制限する。大陸法系の制度では、懈怠判決を訴状で請求された金額に制限することは、争いのある事件においても一般的に適用される制限の単なる繰り返しにすぎない(請求外の判決の禁止(ultra petita or extra petita prohibition))。英米法系の制度では、争いのある事件においては、そのような制限は適用されないが、懈怠判決に対する制限は、一般的に承認された準則である。この制限は、訴状で請求されたもの以上の責任についての危険なしに、被告に、防御にかかる費用を避けることを許すものである。

P - 15 F 懈怠判決又は却下判決は、原則5.3に従って、速やかに当事者に対し、告知されなければならない。懈怠判決の要件が欠けているときは、権利を侵害された当事者は、法廷地法に従い、控訴し、又はその判決の取消しを求めることができる。すべての制度は、懈怠を規律する規則に従わずになされた懈怠判決を無効にする手続を有している。ある制度(ほとんどの英米法系の制度を含む。)においては、その手続は、一次的には、第一審で遂行され、別の制度(いくつかの大陸法系の制度を含む。)では、控訴審によって行われる。本原則は、法廷地法に従うこととしている。

P - 15 G 懈怠した当事者は、相当な期間内に、告知の実質的な欠如その他の適切な弁解を提出することができる。

16 情報及び証拠の収集

16.1 一般的に、裁判所及び両当事者は、関連性があり、秘匿特権のない(nonprivileged)証拠を収集することができるべきであり、その証拠には、当事者及び証人の証言、専門家証言、文書並びに物の調査及び土地の立入りから得られた証拠、又は、適切な状況の下において、人の精神又は身体の検査から得られた証拠が含まれる。当事者は、証拠としての効力のある陳述書面を提出する権利を有するべきである。

2.2 当事者の適時の要請により、裁判所は、他方当事者が所持し、又は支配している証拠で、関連性があり、秘匿特権がなく、合理的に特定されたものの開示を命令するべきであり、必要があるときは、適切な条件の下で、第三者が所持し、又は支配している証拠についても、同様である。当該証拠が開示をした当事者又は他の者に不利益となり

うることは、そのような開示に対する異議の理由にはならない。

16.3 情報の収集を促進するため、当事者の弁護士は、証人となる可能性のある第三者から任意の事情聴取をすることができる。

16.4 当事者、証人及び専門家の証言の聴取は、法廷地における慣行によって行われるべきである。当事者は、最初に裁判官又は他方当事者によって尋問された他方当事者、証人又は専門家に対し、直接に補充尋問をする権利を有するべきである。

16.5 証拠を提出する者は、当事者であるかどうかにかかわらず、秘密情報の不当な暴露を防止する裁判所の命令をうる権利を有する。

16.6 裁判所は、証拠の自由な評価を行い、その種類又は淵源によって、証拠に不当な重要性を与えてはならない。

解説

P - 16 A 「関連性のある(relevant)」証拠とは、当該手続において争いのある事実の主張を支え、否定し、又は弱める証明資料である。当事者は、裏付けのない事件の展開のため、いわゆる「証拠漁り(fishing expedition)」をすることを許されるべきではないが、相手方当事者が、その支配下にある証拠の提出を強制されうことは、当然である。これによって、本原則は、裁判所の監督の下での一定の制限された「証拠開示(discovery)」を認めているのである。第三者もまた、原則として、協力の義務がある。

P - 16 B いくつかの法制においては、当事者の陳述書面は、証拠として許容されないか、又は限定的な証拠価値しか与えられない。原則16.1は、当事者の証言に対し、他の証人の証言と同程度の重要性を与えうことを認めるが、裁判所は、そのような証拠を評価するに当たり、その紛争における当事者の利害関係を考慮に入れることができる。

P - 16 C 原則16.2の下において、要請をした当事者は、第三者の証拠提出の費用を補償することを要求されることがありうる。

P - 16 D いくつかの制度においては、法律家が証人となる可能性のある者と接

触することは、通常、倫理又は手続の規則の違反となる。この違反は、証人を「汚染すること(tainting)」と考えられている。しかしながら、この対応は、他の制度において許容されている証拠の収集を阻害し、証拠の提出の十分な準備を妨げる可能性がある。

P - 16 E 精神又は身体の検査は、必要で信頼性があり、かつ、その立証価値がその許容により生じる弊害を超える場合に、適切となりうる。

P - 16 F 原則16.4によれば、当事者、証人及び専門家の証言の聴取は、主尋問を当事者又は裁判所のいずれが行うのかについても、法廷地における慣行に従って行われるべきものとされている。いかなる場合でも、当事者は、他方当事者又は証人に直接に話しかけることにより、補充的な尋問をする権利を有するべきである。相手方当事者又は第三者証人に対して、直接に尋問をする当事者の権利は、最も重要な権利であり、現在、ほとんどの法制において、認められている。同様に、当事者は、最初に裁判所により尋問された証人(当事者を含む。)に補充的な尋問をすることも、許容されるべきである。

P - 16 G 原則16.6は、例えば利害関係のある証人の証言のような、いかなる証拠の種類についても、積極的にも消極的にも、特別な法的価値が与えられるべきではないことを示している。しかしながら、本原則は、不動産に関する契約の書面の作成のように、取引における特定の要式を要求する国内法を排除するものではない。

P - 16 H 当事者が支配し、又は入手することができると合理的に認められる証拠の提出の懈怠、又は手続規則により要求された証拠の提出に係る協力についての当事者の懈怠に対し、制裁を科すことができる。原則17及び21.3参照。

P - 16 I 陪審裁判においては、証拠の取扱いについての特別な問題があるが、本原則の対象外である。

17 制裁

17.1 裁判所は、当事者、弁護士及び第三者に対し、手続に関する義務の履行の懈怠又は拒絶について、制裁を科すことができる。

17.2 制裁は、合理的で、かつ、関連する事柄の深刻さ及び引き起こされた害悪に比例すべきであり、関与の範囲及び行為の計画性の程度を反映すべきである。

17.3 当事者に対して相応しい制裁としては、不利益な推認をすること、請求、抗弁又は主張の全部又は一部を却下すること、懈怠判決を下すこと、手続を停止すること、及び通常のコスト規則の下で許容される費用に加算して費用を負担させることがある。当事者及び第三者に対し相応しい制裁は、過料及び間接強制金(astreintes)のような金銭的制裁を含む。弁護士に対して相応しい制裁としては、費用の負担がある。

17.4 法廷地法は、例えば、偽証の証拠の提出又は暴力的・脅迫的行動のような、当事者又は第三者による深刻な、又は著しい違法行為について、刑事責任を含む、更なる制裁を定めることができる。

解説

P - 17 A 法廷地法の下で裁判所が科す権限のある制裁は、制度により様々である。本原則は、法廷地法の下で許されていない制裁の権限を与えるものではない。

P - 17 B すべての法制において、裁判所は、手続の進行又は要求された対応に

係る当事者の懈怠から，不利益な推認をすることができる。原則 21.3 参照。更なる制裁として，裁判所は却下又は懈怠判決をすることができる。原則 5.1 及び 15 参照。英米法系においては，裁判所は，さまざまな状況下で，当事者又は弁護士に対して，法廷侮辱(contempt of court)を認める権限を有する。すべての制度は，第三者に対して，直接の強制措置の権限を与えている。

18 証拠に係る特権及び免除

18.1 証拠その他の情報の開示に関する当事者又は第三者の特権(priviledes)，免除(immunities) 及び同様の保護に対し，効力が与えられるべきである。

18.2 裁判所は，不利益な推認をし，又はその他の間接的な制裁を科すかどうかを決定するに当たり，これらの保護が，当事者が証拠その他の情報を開示しないことを正当化することができるかどうかを考慮すべきである。

18.3 裁判所は，証拠その他の情報の開示を強制するため，当事者又は第三者に対して，直接的な制裁を科す権限を行使するときは，これらの保護を承認しなければならない。

解説

P - 18 A あらゆる法制は，証拠の提出を強制されることに対し，様々な特権又は免除を認めている。例えば，自己負罪からの保護，職業上の通信の秘密，プライバシーの権利，配偶者又は家族の特権などである。特権は，重要な利益を保護するが，事実の立証を阻害することもある。これらの保護の概念的，技術的基礎は，法制ごとに異なり，それらを承認することの法的効果も同様である。このような規則の適用においては，準拠法の選択という問題が生じうる。

P - 18 B 様々な特権の重要性は法制ごとに異なり，特権の主張の重要性も，特定の訴訟の状況により異なりうる。裁判所が証拠の提出に関する当事者の懈怠から不利益な推認をすることを考慮する際に，これらの諸要因が関係する。

P - 18 C 原則 18.2 及び 18.3 は，直接的制裁と間接的制裁との区別を反映している。直接的制裁は，過料，間接強制金，裁判所侮辱又は拘禁を含む。間接的制裁は，不利益な推認をすること，懈怠による判決及び請求又は抗弁の却下を含む。裁判所は，特権を主張する当事者に対し，間接的制裁を科す裁量的権限を有するが，裁判所は，通常は，特権により保護された情報の開示を拒絶する当事者又は第三者に対し，直接的な制裁を科すべきではない。同様の調整的な考え方は，障害となる制定法が当事者又は第三者による十分な協力を妨げる場合に，適用することができる。

P - 18 D いくつかの制度においては，裁判所は，職権で特権を承認することはできず，特権により利益を受ける当事者の申立てに対して，応答しうるのみである。裁判所は，証拠に係る特権又は免除は明示的に主張されなければならないという法廷地の手続上の要件を尊重するべきである。そのような要件に従えば，適時に適切に主張されない特権又は免責は，放棄されたものとみなすことができる。

19 口頭及び書面による提示

19.1 訴答，正式な請求(申立て(motions))及び法的な主張は，通常，第1次的には，

書面により提示されるべきであるが、当事者は、重要な実体上及び手続上の争点については、口頭で陳述する権利を有するべきである。

19.2 最終の審理は、判決をする裁判官の面前でされなければならない。

19.3 裁判所は、証言の実施のための手続を指定すべきである。通常、当事者及び証人の証言は口頭で、専門家の報告は書面で、実施されるべきである。しかし、裁判所は、当事者との協議により、証人の当初の証言を書面で要求することができ、その書面は、審理の前に当事者に配布されるべきである。

19.4 口頭での証言は、証人の当初の書面による証言又は専門家の書面による報告に引き続いてされる補充質問に限ることができる。

解説

P - 19 A 伝統的には、すべての法制度において、証人の証言は口頭で実施されていた。しかしながら、現代の実務では、証人の主たる証言を書面によって代替する傾向にある。原則19は、この点について柔軟性を許容している。同原則は、証言は当初は書面によって提出することができるが、裁判所及び反対当事者による補充質問から、口頭による陳述が始まることを企図するものである。様々な証人尋問の手続については、原則16.4及び解説P-16E参照。

P - 19 B 法廷地の手続は、書面又は口頭による提示について、電子的な通信を許可し、又は要求することができる。原則5.7参照。

P - 19 C 多くの大陸法系の制度においては、主たる尋問は、裁判所により行われ、当事者による介入は限定されているが、ほとんどの英米法系の制度においては、裁判官と弁護士との役割が逆である。いずれにしても、当事者は、証人に直接質問する機会を与えられるべきである。原則16.4参照。

20 公開の手続

20.1 証拠の提出の期日及び判決言渡しの期日を含む口頭審理は、通常、公開されるべきである。裁判所は、当事者と協議の後、審理の全部又は一部について、正義、公共安全又はプライバシーを維持するために、非公開の決定をすることができる。

20.2 裁判書類及び記録は、法廷地法に従って、利害関係人又は責任ある調査をする者に対して、公開するなど利用可能とするべきである。

20.3 手続が公開である場合、正義、公共安全又はプライバシーを維持するために、裁判官は手続の一部の非公開を命ずることができる。

20.4 判決及びそれを裏付ける理由は、一般の利用を可能とするべきであり、通常、その他の決定も同様である。

解説

P - 20 A 手続の様々な構成要素の公開に関しては、見解が対立している。いくつかの大陸法系の国においては、裁判書類及び記録は、一般に非公開とされ、正当な理由があるときに限り、開示されるが、他方、英米法の伝統では、それらは一般に公開されている。一方の見方は、司法手続の公共的側面及び透明性の要請を強調し、他方は、当

事者のプライバシーの尊重を強調する。本原則は、手続の公開性を優先し、例外を制限すべきこととしている。一般的に、裁判書類及び記録は、公衆及び報道機関に対して公開され、かつ利用可能とされるべきである。裁判書類を非公開とする伝統の有る国は、少なくとも、法律上の利害関係の有る者又は責任ある調査をする者に対して、裁判書類を利用可能とするべきである。

P - 20 B いくつかの制度において、裁判所は、当事者の請求により、終局判決を除くすべての手続を非公開とすることができる。また、いくつかの制度では、司法手続の公開について、憲法上の保証があるが、営業上の秘密に関する事項、国家機密に関する事項などについて、特別に例外を設けている。仲裁手続は、一般に非公開で行われている。

21 立証の責任及び基準

21.1 通常、各当事者は、その当事者の言い分の基礎となるすべての重要な事実(material facts)について、立証する責任を負う。

21.2 事実が証明されたとみなされるのは、裁判所がその真実性について合理的確信を得たときである。

21.3 当事者が、正当な理由なしに提出を拒否した関連性のある証拠を所持し、又は支配していると認められる場合には、裁判所は、その証拠が証明することが可能な事項について、不利益な推認をすることができる。

解説

P - 21 A 原則 21 . 1 に述べた要求は、しばしば「立証責任と主張責任とは相伴う。(the burden of proof goes with the burden of pleading.)」という慣用句で表現される。主張責任の分担は、法律によって定められ、究極的には公正の観念が反映する。この分担の決定は、しばしば実体法の問題である。

P - 21 B 「合理的確信をうる(reasonably convinced)」との基準は、実質的にはほとんどの法制度において適用されるものと同じである。アメリカ合衆国及び他のいくつかの国における基準は、「証拠の優越(preponderance of the evidence)」であるが、機能的には本質的に同じものである。

P - 21 C 原則 21 . 3 は、両当事者が、反対当事者の立証責任の履行について誠実に協力する義務を負うとの原則に基づく。原則 11 参照。不利益な推認をする可能性は、通常、証拠の提出に応じない当事者が当該争点に関連する他の証拠を提出することを妨げない。そのような推認をすることは、制裁と考えることができるし(原則 17 . 3 参照)、立証責任の転換と考えることもできる(原則 21 . 1 参照)。

22 事実及び法律の判断についての責務

22.1 裁判所は、すべての関連性のある事実及び証拠を斟酌する責務、及びその裁判の正当な法的論拠を判断する責務があり、それには、外国法を基礎として決定される事項も含まれる。

22.2 裁判所は、当事者に応答の機会を与えた上、以下のことをすることができる。

- 22.2.1 当事者に対し，その法律上又は事実上の主張を修正すること，及びそれに応じて，法的論拠及び証拠を追加して提出することを許可し，又は要請すること。
- 22.2.2 当事者が従前申請していない証拠の収集を命じること。
- 22.2.3 当事者が主張していない法理論又は事実若しくは証拠の解釈に依拠すること。
- 22.3 裁判所は，通常，すべての証拠を直接取り調べるべきであるが，必要がある時は，適切な代行者を任命して，最終審理において裁判所が斟酌するために，証拠の取調べ及びその保全をさせることができる。
- 22.4 裁判所は，専門家を任命して，専門家証言が適切なあらゆる関連性のある争点（外国法を含む。）について，証拠を提出させることができる。
- 22.4.1 両当事者がある専門家の選任について合意している場合には，裁判所は，通常，その専門家を任命すべきである。
- 22.4.2 当事者は，専門家証言が適切なあらゆる関連性のある争点について，その当事者が選任した専門家により，専門家証言を提出する権利を有する。
- 22.4.3 専門家は，裁判所又は当事者のいずれに選任されたかにかかわらず，裁判所に対し，付託された争点について，完全で客観的な評価を提出する義務を負う。

解説

P - 2 2 A 裁判所は，判決のために必要な法律上及び事実上の争点を判断する責務があり，すべての当事者は，適用すべき法律及び関連する証拠について審理を受ける権利を有することは，普遍的に認められている。原則 5 参照。

P - 2 2 B 外国法は，国際訴訟において，特に重要な論題である。裁判官は，外国法についての知識がないかもしれないし，専門家を任命し，又は外国法の争点について，当事者から意見の提出を求める必要があるかもしれない。原則 2 2 . 4 参照。

P - 2 2 C 訴訟手続の範囲及び検討されるべき争点は，訴答手続における当事者の請求及び抗弁によって決定される。裁判官は，一般的に当事者によって述べられた訴訟手続の範囲により拘束される。しかしながら，裁判所は，正義の実現のために，当事者による修正を命じ，又は許可することができ，それに応じて，他の当事者に対して応答する権利を与えることができる。原則 1 0 . 3 参照。

P - 2 2 D 専門家の利用は，複雑な訴訟においては，一般的である。ほとんどの大陸法系の制度及びいくつかの英米法系の制度においては，中立的な専門家を裁判所が任命するのが，慣例である。しかしながら，当事者に選任された専門家は，難解な事実上の争点の分析について，有益な援助を提供することができる。当事者による専門家の選任が，「専門家合戦 (battle of experts)」となり，そのため争点があいまいになるという懸念は，見当違いである。いずれにしても，この危惧は，そのような証拠の価値により相殺される。専門家証言は，外国法の争点についても採用することができる。

23 裁判及び理由付け

- 23.1 当事者の主張立証が完了したときは，裁判所は，迅速に，文書で作成した判決又は文書に記録した判決を下さなければならない。判決には，与えられる救済（金銭支払命令の場合はその額）が明確に記載されなければならない。

23.2 判決には，判断の基礎となる事実上，法律上，証拠上の根拠について，理由（reasoned explanation ;motifs）が記載されなければならない。

解 説

P - 2 3 A 裁判書は，当事者に処理結果を伝えるのみでなく，判決の記録を備えるものであり，その記録は後の承認手続で有用となろう。いくつかの制度では，理由を記載することが憲法の規定によって要求され，又は司法運営上の基本的保障と考えられている。理由付けは，他の書面を引用してすることができる。例えば，懈怠判決の場合の訴答書面，陪審評決の場合の陪審員に対する説示の記録である。法廷地法は，裁判所が判決を下すべき期限を定めることができる。

P - 2 3 B 判決は，争いのあるすべての請求及び抗弁を判断しない場合には，更なる手続のために事件が未解決で残されている事項を明示しなければならない。例えば，多数の請求を含む事件において，裁判所は一個の請求（例えば，損害賠償請求）について判断し，他の請求（例えば，差止命令）についての判断のために，手続を継続することができる。

P - 2 3 C ある制度では，判決は，金銭支払命令や他の救済措置の条項を後に明確にすることを条件として，言い渡すことができる。例えば，損害賠償額の決定の計算や差止命令の条項の明確化である。

P - 2 3 D 原則 5 . 6 参照，同原則は，裁判所が事実上，証拠上，法律上の重要な主張について判断することを求めている。

24 和解

24.1 裁判所は，当事者が訴訟を続ける機会を尊重しつつ，合理的可能性があるときには，当事者間の和解(settlement)を促進すべきである。

24.2 裁判所は，手続のいかなる段階においても，当事者の裁判外の紛争処理手続への参加を促すべきである。

24.3 当事者は，訴訟の開始の前後を問わず，合理的な和解の試みに協力しなければならない。裁判所は，和解の努力についての理由のない非協力又は不誠実な参加を反映するように，訴訟費用の裁判を調整することができる。

解 説

P - 2 4 A 「当事者が訴訟を続ける機会を尊重しつつ」というただし書は，裁判所が当事者に和解を強要したり強制したりしてはならないことを意味する。しかしながら，裁判所は，いつでも適切な時期に，当事者と非公式な和解の協議をすることができる。和解の協議に参加している裁判官は，先入観を持つことを避けるべきである。しかしながら，和解の提案を含む積極的な参加は，裁判官の公平を損なったり，不公平感を生み出すことにはならない。

P - 2 4 B 原則 2 4 . 3 は，当事者が一般的に交渉する義務その他反対当事者からの和解の提案を検討すべき義務を負わない諸国の伝統から離れたものである。法廷地法は，反対当事者の申出の受諾の拒否に対する特別な費用の制裁によって強化された和

解の申立手続を規定することができる。このような手続の著名な例としては、オンタリオ州（カナダ）民事訴訟規則及び新しいイギリス民事訴訟規則の36章がある。これらは正式手続であり、その手続においては、当事者は確定的な和解の申立てをすることができ、それによって、反対当事者は、その和解を受け入れるか拒絶するかの義務が課せられ、最終的に提案された和解より有利な結果が得られなかった場合には、追加費用の負担の制裁が課せられる。原則25.2も参照。

25 訴訟費用

25.1 勝訴当事者は、通常、合理的な訴訟費用の全部又は実質的な部分が与えられるべきである。「訴訟費用(costs)」には、裁判所への申立費用、速記官など裁判所職員に支払われる費用、専門家証人などの費用、弁護士費用が含まれる。

25.2 例外的に、裁判所は、明らかな正当化事由がある場合には、勝訴当事者への訴訟費用の償還を留保し、又は制限することができる。裁判所は、真に争いのある事項に対する支出を反映した割合に訴訟費用を制限し、不必要な争点を持ち出したり、理由なく争った勝訴当事者に対し、訴訟費用を負担させることができる。裁判所は、訴訟費用の決定に当たって、当事者の手続上の違反行為を考慮することができる。

解 説

P - 25 A 弁護士費用の敗訴当事者負担は、ほとんどの法制度で広く採用されている規則であるが、中国、日本及びアメリカ合衆国では採用されていない。ある制度では、勝訴当事者に与えられる訴訟費用の総額は、経験ある担当職員によって決定され、しばしば勝訴当事者が自己の弁護士に支払うべき額より少なくなる。また、ある制度では、勝訴当事者に与えられる総額は、訴訟費用の規則によって規律される。訴訟費用を転嫁する規則は、ある種の訴訟類型については議論の余地があるが、商事に関する訴訟においては一般的に適切であると考えられており、商事契約には定型的に記載されている。

P - 25 B 原則25.2によれば、例外的に、裁判所は、勝訴当事者に対し、訴訟費用を与えないこと、訴訟費用の一部分のみを与えること、又は通常の場合より緩やかに又は厳しく算出することができる。原則25.2の例外的性格は、裁判官に決定の理由を示すことを求めている。原則24.3も参照。

26 判決の即時の執行可能性

26.1 第1審裁判所の終局判決は、原則として、直ちに執行することができなければならない。

26.2 第1審裁判所又は上訴裁判所は、職権又は当事者の申立てにより、公平を図るため、上訴継続中、判決の執行を停止することができる。

26.3 停止を認める条件として上訴人に担保を要求し、停止を認めない条件として被上訴人に担保を要求することができる。

解 説

P - 2 6 A 終局性の原則(principle of finality)は、効果的な裁判に必要不可欠のものである。ある法域においては、即時の執行は、第 2 審裁判所の判決についてのみの可能である。しかし、英米法系の諸国及びいくつかの大陸法系の国の訴訟手続においては、法律上又は裁判所の命令によって、第 1 審裁判所の判決に即時執行性が与えられる傾向にある。

P - 2 6 B 判決は、終局とともに直ちに執行可能でなければならないということは、裁判所が敗訴当事者に判決に従うための猶予期間を与えることを禁止するものではない。判決は、判決で定めた条件に従って、執行されなければならない。

P - 2 6 C 法定地法の下において、一部判決（紛争の一部のみ判断したもの）を終局判決とし、それゆえ、直ちに執行可能とすることができる。

27 上訴

27.1 上訴審による審査は、法廷地法の下での他の判決と実質的に同じ条件で、利用できなければならない。上訴審による審査は、迅速に終結されなければならない。

27.2 上訴審での審査の範囲は、通常、第 1 審手続で主張された請求及び抗弁に限定されなければならない。

27.3 上訴審裁判所は、正当な結論のために、新たな事実及び証拠を考慮することができる。

解 説

P - 2 7 A 上訴手続は、法制度間で相当の差異がある。従って、法廷地の手続によって、行われなければならない。

P - 2 7 B 歴史的に、英米法系の制度においては、上訴審の審査は、「閉鎖記録(closed record)」の原則に基づいて行われていた。それは、すべての主張、抗弁、証拠、法的主張は、第 1 審裁判所に提出されたものでなければならないというものである。しかしながら、多くの現代の英米法系の制度では、上訴審裁判所は、新たな法的主張、及び必要やむを得ない場合には新たな証拠を考慮する一定の裁量がある。歴史的に、大陸法系の制度においては、第 2 審裁判所は、紛争の本案を再審査する完全な権限を有していたが、現代の多くの制度においては、この方式からの変更が見られる。減少しつつある大陸法系の制度では、第 2 審の訴訟手続は、本質的に新たな審理(new trial)とすることができ、日常的にもそれが行われている。多くの制度においては、第 1 審裁判所の判決は、実質的な誤審(miscarriage of justice)がある場合にのみ、破棄又は変更することができる。本原則は、これらの両極端を否定する。しかし、上訴審段階での新たな証拠の採用は、正当な結論のために必要な場合に限り、許されるべきである。一方の当事者がこのような機会を許された場合には、他方当事者には、これに対応する反論の権利が与えられなければならない。原則 2 2 . 2 参照。

P - 2 7 C ある制度では、当事者は第 1 審裁判所で異議を留めておかなければならず、上訴で初めてその異議を主張することは許されない。

28 係属中の訴訟及び既判事項

- 28.1 係属中の訴訟(lis pendens)に係る準則の適用上，手続の範囲は，当事者の訴答手続における請求（修正(amendments)を含む。）によって，定められる。
- 28.2 請求遮断効(claim preclusion)に係る準則の適用上，請求又は判断された請求の範囲は，当事者の訴答手続における請求及び抗弁（修正を含む。）並びに裁判所の判断及びその理由を参照して，定められる。
- 28.3 争点遮断効(issue preclusion)の概念は，事実上又は事実への法の適用上の争点について，実質的不正義を防止するためにのみ，適用されるべきである。

解説

P - 28 A 本原則は，同時的か（係属中の訴訟）継時的か（既判事項(res judicata)）にかかわらず，反復訴訟を回避することを企図している。

P - 28 B ある制度においては，係属中の訴訟につき厳格な準則を有しているのに対して，他の制度においては，とりわけ両裁判所における手続の質を考慮して，より柔軟にその準則を適用している。係属中の訴訟についての原則は，手続の範囲につき原則10.3に，併行手続につき原則2.6に，対応する。

P - 28 C いくつかの法制度，特に英米法系の制度においては，ときに付随的禁反言(collateral estoppel)又は争点禁反言(issue estoppel)と呼ばれる争点遮断効の概念を採用している。この概念は，判決の必要な要素としての争点についての決定は，一般に，同じ争点が再度提出された後の紛争において，再審査されるべきではないということである。原則28.3の下において，争点遮断効が適用されるのは，例えば，当事者が，従前の手続における法律上又は事実上の争点についての決定を，その行動に当たり正当に信頼した場合であろう。争点遮断効は，より広い範囲で，多数の英米法系の制度で受け入れられているが，原則28.3のより限定的な概念は，大陸法系で誠実原則(principle of good faith)と呼ばれるものや，英米法系で行為による禁反言(estoppel in pais)と呼ばれるものから，導き出されている。

29 実効的強制執行

金銭の支払命令，訴訟費用の負担，差止め及び暫定的措置を含む判決の迅速かつ実効的な強制執行のために，手続が設けられるべきである。

解説

P - 29 A 多数の法制度は，判決の強制執行のために，古風で非効率的な手続を有している。訴訟当事者，とりわけ勝訴当事者の視点からは，効果的な強制執行は，正義の重要な要素である。しかしながら，執行手続の問題は，本原則の範囲を超えている。

30 承認

本原則と実質的に矛盾しない手続によって，他の裁判所で下された最終判決は，実質的公序(substantive public policy)に反しない限り，承認され，執行されなければならない。暫定的措置も，同じ条件で承認されなければならない。

解説

P - 30 A 他の裁判所の判決（暫定的救済のための判決を含む。）の承認は，国際訴訟においては，特に重要である。各法制度は，当該制度下で言い渡される判決の承認につき，確固たる規則を有している。国際条約は，外国の判決の承認に関して，他の条件を規定している。多くの法域は，ほとんどの種類の暫定的措置の効果を発付国の領域に制限しており，並行的差止命令（parallel injunction）を発付することによって，協力している。しかしながら，並行的な暫定的措置の技法は，直接の承認及び執行に比して，適切とは言いがたい。原則 31 も参照。

P - 30 B 原則 30 によれば，本原則と実質的に矛盾しない手続によって与えられた判決は，原則として，承認国の法律の下での手続の後に言い渡される判決と同じ効果を持つべきである。したがって，原則 30 は，平等取扱いの原則である。本原則は，国際管轄の国際的基準，判決債務者（judgment debtor）への十分な通知，手続的公平，及び既判事項の効果を定めている。その結果として，外国の手続が本原則の要求を満たすならば，例えば，管轄の欠如，不十分な通知，不正手段，不公平な外国の手続，他の最終判決や判断との抵触など，不承認のための伝統的な理由は，生じない。相互主義は，もはや多数の国では承認の前提要件ではないが，法廷地法が本原則，特に原則 30 を受け入れれば，相互主義は満たされるであろう。外国の手続が本原則に実質的に則って行われた場合には，実質的公序に基づく不承認という限定された例外のみが，許容される。

31 国際司法共助

本原則を採用した国の裁判所は，本原則と矛盾しない手続を行っている他の国の裁判所に対して，援助（保護的又は暫定的な救済の認可，並びに証拠の特定，確保及び提出の援助を含む。）を提供すべきである。

解説

P - 31 A 国際的な司法の協力及び援助は，国際的な承認を補完するものであり，現代の文脈では，等しく重要である。

P - 31 B 当事者又はその代理人の不在の際の情報の授受（一方的な情報の授受）に関する規則に従いながら，裁判官は，必要なときは，他の法域の裁判官との情報の交換を確立すべきである。原則 1 . 4 参照。

P - 31 C 「証拠」という用語の意義について，原則 16 参照。